

国民健康保険税のおしらせ



●国民健康保険税とは？

皆さんが病気やケガをした時の医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用として活用されます。1年間の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分を合計した金額です。①～③それぞれの税額は次の表から計算します。

●令和2年度の国民健康保険税率が決定しました

国の税制改正により、①医療給付費分と③介護納付金分の課税限度額が次のとおり引き上げられます。

	課税対象	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分
(a) 所得割	令和元年(平成31年)中の所得の課税対象額に対して	8.20%	2.75%	2.60%
(b) 資産割	令和2年度固定資産税のうち、土地・家屋にかかわる部分の額に対して	18.50%	7.00%	5.70%
(c) 均等割	被保険者1人あたり	23,800円	6,600円	9,000円
(d) 平等割	1世帯あたり	27,800円	10,000円	8,400円
課税限度額(増減)	①～③それぞれで、(a)～(d)の合計金額は課税限度額を上限とします	630,000円 (+20,000円)	190,000円	170,000円 (+10,000円)

●国民健康保険税の軽減対象世帯が拡大されます

国民健康保険税は、世帯の所得額に応じて、均等割額と平等割額が軽減されます。この軽減の基準が改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されます。

軽減割合	世帯の所得額(年額)	
	令和元年度(変更前)	令和2年度(変更後)
7割	33万円以下	33万円以下(改正なし)
5割	33万円+(被保険者数)×28万円以下	33万円+(被保険者数)× 28.5万円 以下
2割	33万円+(被保険者数)×51万円以下	33万円+(被保険者数)× 52万円 以下

※医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも同じ軽減割合になります。

いつまでも元気でいるために

受けよう
特定健診!!



特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームを予防・早期発見することを目的とする健診です。市では基本的な健診項目に6項目追加し、より充実した内容として実施しています。“自分の健康を守るため”年に一回は特定健診を受診しましょう！

追加
6項目

総コレステロール検査・クレアチニン検査
尿潜血・尿酸検査・心電図検査・貧血検査

① 平川市の特定健診対象者

市国保に加入されている30～74歳の方

- ※40歳以上の方はがん検診も同時に受診できます。がん検診の種類などについてはお問合せください。
- ※社会保険の被扶養者の方も受診できます。料金などについてはお問合せください。

TOPICS 02

後期高齢者医療保険料のおしらせ

●保険料が引き上げられます

医療費の増加や現役世代人口の減少が見込まれることに伴い、令和2年4月から後期高齢者医療保険料が次のとおり引き上げられることになりました。納めていただく保険料は、公費や現役世代からの支援金とあわせて、後期高齢者医療制度運営のための大切な財源となります。

被保険者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解をお願いします。



	令和元年度 (変更前)	令和2年度 (変更後(増減))
均等割額 (被保険者が全員納める額)	40,514円	44,400円 (+3,886円)
所得割率 (所得に応じて納める率)	7.41%	8.30% (+0.89%)
賦課限度額 (1年間の上限額)	62万円	64万円 (+20,000円)

【保険料の計算方法】

$$\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \dots 44,400\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \dots \text{基礎控除後の所得} \times 8.30\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{年間保険料} \\ \dots \times 100\text{円未満は} \\ \text{切り捨て} \end{array}$$

※基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額などから基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

●所得が低い方の保険料の軽減割合が変更になりました

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されますが、次のとおり変更になりました。

令和元年度 (変更前)		令和2年度 (変更後)	
軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計
8.5割	33万円以下	7.75割	33万円以下
8割	33万円以下かつ被保険者全員が所得0円の場合 (ただし公的年金控除額は80万円として計算)	7割	33万円以下かつ被保険者全員が所得0円の場合 (ただし公的年金控除額は80万円として計算)
5割	33万円+(被保険者数)×28万円以下	5割	33万円+(被保険者数)×28.5万円以下
2割	33万円+(被保険者数)×51万円以下	2割	33万円+(被保険者数)×52万円以下

●加入日の前日まで社会保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度へ加入する前日まで、ご家族の社会保険(会社の健康保険や共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割額の負担が免除されるほか、加入してから2年間は均等割額が5割軽減されます。さらに、世帯の所得が低い場合は、均等割額の軽減(7.75割、7割)が受けられます。

[問合せ] ▷国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線 1251) ▷青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

② 受診方法

各集会所などで行う集団検診と各医療機関で行う個別検診があります。受診を希望する方は各申込先にお申込みください。

集団検診

特定健診・がん検診：無料

[申込先] 子育て健康課 健康推進係

※40歳未満の方は特定健診のみ受診できません。

※健診の日時、場所は、広報ひらかわ「健康ひろば」のページに毎月掲載しています。

個別検診

特定健診：無料

がん検診：平川診療所、碓ヶ関診療所で受診する場合は無料。その他の医療機関で受診する場合は一部負担があります。

[申込先] 受診を希望する医療機関

※受診できる医療機関については、対象者に一覧を送付していますのでご確認ください。

[問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111 (内線 1147)

TOPICS 03

ひとり親家庭など就業支援講習会 あなたの「やってみたい」を応援します！

ひとり親家庭の親または子、寡婦、寡夫の就業を支援するため、次のとおり講習会が開催されます。

- 募集期間／7月10日(金)～8月7日(金)
- 受講料／無料(教材費、各種試験などの受験料は本人負担)※受講を途中で取りやめる場合、受講料は本人負担です。
- 申込方法／所定の申込書にて ※写真添付(4×3cm)が必要です。申込書は子育て健康課子ども支援係の窓口にあります。

パソコン講習会(個別指導)

- ▶内容／全34時間(講習30時間・セミナーなど4時間程度)
 - ①パソコン講習(ワード、エクセル、パワーポイント他)
 - ・受講生の希望やレベルに合わせた内容
 - ・検定試験は講習会終了後、希望する科目の選択により受験
 - ②就活応援セミナー(開講日)
 - ③ひとり親家庭生活支援懇話会(閉講日)



- ▶期間／9月11日(金)～12月11日(金)
- ▶時間／10:00～20:00の間で各受講生とスクールとの調整により決定。
- ▶会場／株式会社JOY(弘前市大字新寺町39-9) ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦、寡夫
- ▶定員／11人

調剤薬局事務講習会

- ▶内容／全24時間(12回)
 - ①調剤薬局事務講習(21時間)
 - ②就活応援セミナー(開講日)
 - ③支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会(閉講日)
- ▶期間／9月15日(火)～10月22日(木)までの毎週火曜日・木曜日
- ▶時間／18:30～20:30
- ▶会場／ニチイ学館弘前教室(弘前市大字表町2-11アプリーズ4階)
- ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦、寡夫
- ▶定員／10人



調理師試験準備講習会

- ▶内容／令和2年度調理師試験の受験対策
- ▶期間／9月10日(木)・11日(金) ▶時間／9:30～16:30
- ▶会場／弘前市民会館(弘前市大字下白銀町1-6)
- ▶対象／ひとり親家庭の親または子、寡婦または寡夫で令和2年度調理師試験の受験申込みをされた方
- ▶定員／4人



介護職員初任者研修

- ▶内容／①介護職員初任者研修(平日日中の16回程度のスクーリング、自宅学習、レポート提出)
 - ②支援制度セミナー・ひとり親家庭生活支援懇話会(必須)
- ▶期間／9月17日(木)～12月17日(木)の間の月曜日・木曜日
- ▶会場／ニチイ学館弘前教室(弘前市表町2-11アプリーズ4階)
- ▶対象／ひとり親家庭の親や子、寡婦、寡夫 ▶定員／6人



[申込み・問合せ] 受講にあたり託児が必要な場合はご相談ください。

▷子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111(内線1151)▷(公財)青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152

TOPICS 04

花壇コンクールに参加しよう！

花は人の心にやすらぎを与え、まちを明るくいろどります。地域や学校での環境美化への取り組みを推進するため、花壇コンクールを実施します。

- 対象／団体（町会、自治公民館、婦人会、老人クラブ、子ども会など）、市内小・中学校
- 審査時期／8月中旬予定
- 申込方法／平賀公民館（文化センター内）に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、6月26日（金）までにお申し込みください。

☆令和元年度審査結果

- ・最優秀賞／新屋町町会
- ・優秀賞／石郷町会、向陽公民館、ライフネットだいこうじ
- ・奨励賞／荒田自治公民館ほか15団体



令和元年度最優秀作品



平成30年度最優秀作品

[申込み・問合せ] 平賀公民館（文化センター内） ☎44-1221 FAX 44-8780

TOPICS 05

耐震住宅への建替えて最大83万8,000円を支援します!!

市では、住宅の地震に対する安全性の向上を図るために、「平川市木造住宅耐震リフォーム促進支援事業」を実施しています。住宅の建替えやリフォームを考えている方は、要件をご確認のうえお申し込みください。

- 補助金額／建替え工事または耐震改修工事の耐震化にかかる費用の23%相当額で最大83万8,000円
- 対象者／市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人で、市税を滞納していない方
- 対象住宅／昭和56年5月以前に建てられた木造一戸建て住宅で、耐震診断により評点が1.0未満と診断されたもの
- 対象工事／既存住宅と同じ敷地内で行う建替え工事または耐震化のために補強を行う改修工事
- 募集件数／5件（先着順）
- 申込期限／10月30日（金）
- 必要書類
 - ①申込書
 - ②本人確認ができる書類（運転免許証など）
 - ③耐震診断結果報告書の写し
 - ④青森県木造住宅耐震補強シート（耐震改修工事のみ）
 - ⑤市税の納税証明書
 - ⑥工事見積書（耐震化にかかる費用がわかるもの）
 - ⑦工事概要がわかる図面（案内図、配置図、平面図など）
 - ⑧その他の書類
- その他／この事業を利用するには、対象となる住宅の耐震診断を行っていない必要があります。耐震診断についても、自己負担額1万1,000円で行える事業を実施していますので、お問い合わせください。



[問合せ] 施設建築課 施設建築第1係 ☎44-1111（内線2233）